一宮町立中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン

令和７年４月

一宮町教育委員会

目　次

はじめに・・1

本ガイドライン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1　学校部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（1）適切な運営のための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　① 学校部活動に関する方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　② 指導・運営に係る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（2）合理的かつ効果的な活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（3）適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（4）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備・・・・・・・・・・・・・5
（5）学校部活動としての地域連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

2　地域クラブ活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（1）適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　① 参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　② 運営団体・実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（2）合理的かつ効果的な活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　① 指導者の量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　② 指導者の質の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（3）適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（4）地域の特性を活かした活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（5）責任の所在と保険の加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（6）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

3　学校部活動を地域へ移行するための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（1）休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い・・・・・・・・・・・・10
（2）学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（3）町における総合的・計画的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

4　大会等への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（1）生徒の大会参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（2）大会運営への従事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

5　安全に配慮した体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

【巻末資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

はじめに

スポーツ・文化芸術活動は、人々が長い年月をかけて築いてきた貴重な文化であり、障害の有無や年齢、性別を超えてその喜びを分かち合い、感動を共有できる特別な機会を提供している。一宮町では、町民が健康で豊かな生活を送るため、スポーツ活動や文化芸術活動の価値を地域全体に広め、住民同士が支え合うことで活動のさらなる活性化を目指している。

特に、学校教育におけるスポーツ・文化芸術活動は重要な役割を果たしており、部活動はその中心的な場となっている。部活動は、生徒が気軽にスポーツ・文化芸術活動に触れることができ、健康で充実した生活を実現するための第一歩となるだけでなく、社会性を養う場としても機能している。また、家庭環境による格差の是正や、子どもたちの心身の健全な成長に寄与する点でも、その意義は計り知れない。

しかし、少子化が進む中、町立中学校では部員数の減少が深刻化する可能性があり、部活動の維持が困難になることが懸念されている。さらに、部活動の運営においては教師に過度な負担がかかっており、これが教師の労働環境を圧迫する一因ともなっている。このような課題に対応するためには、学校における働き方改革を推進し、教師が本来の教育業務に専念できる環境を整えるとともに、地域社会全体で子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して参加できる体制を確保する必要がある。

今回、「一宮町立中学校部活動ガイドライン」（平成３１年４月）と統合する形で全面的に改定された本ガイドラインは、地域と学校が協力し、スポーツ・文化芸術活動を持続可能な形で整備するための道標である。学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承しつつ、地域の特性や多様な世代の交流を活かした地域クラブ活動を推進することにより、誰もが自分らしく関わることのできる新しいスポーツ・文化芸術活動の基盤作りを目指していく。

これにより、学校部活動の地域移行・地域連携と地域クラブ活動を推進し、持続可能で充実した地域におけるスポーツ・文化芸術活動を実現するため、地域と学校が一体となった取組を進めていくものである。

本ガイドライン策定の趣旨

（１）趣旨

本ガイドラインは、学校を含めた地域全体における子供たちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、その体制が持続可能なものとなるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための考え方を示すものである。

（２）対象

ア　本ガイドラインは、一宮町立中学校の学校部活動、及び一宮町内を拠点として活動する地域クラブ活動を主な対象とする。

イ　本ガイドラインのうち２～４については、一宮町立中学校の生徒の活動を主な対象とする。

１　学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

> 中学校学習指導要領（平成２９年３月）【抜粋】
> 第１章　総則
> 第５　学校運営上の留意事項
> １　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
> ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（１）適切な運営のための体制整備

① 学校部活動に関する方針の策定

ア　校長は本ガイドラインに基づき、「学校部活動に係る活動方針」を策定し、毎年度見直しを行う。

イ　校長は、活動方針を保護者に文書で配付し、学校ホームページにも掲載する。

ウ　部活動の顧問は年間および月次の活動計画を作成し、その活動実績と共に校長に提出する。

② 指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、教師だけでなく外部指導者を確保し、生徒や教師の数に応じて、指導内容の充実、安全確保、教師の長時間勤務解消を考慮して、適切な数の部活動を設置する。

イ　教育委員会は部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問として指導・引率を担う体制を構築する。指導員が不足する場合は、校長が外部指導者を配置し、教師の負担を軽減する。

ウ　教育委員会は、部活動指導員に学校教育の理解を求め、生徒の発達に応じた指導、安全確保、体罰やハラスメント禁止、服務遵守等に関する研修を実施する。

エ　教育委員会および校長は、部活動が必ずしも教師が担うべき業務ではなく、活動時間が上限まで実施されるわけではないことを教職員と保護者に共有し、教師の業務改善と勤務時間管理を行う。

オ　校長は、教師の他の校務分掌や勤務時間などを考慮して、部活動顧問を決定し、効率的で適切な体制を構築する。

カ　校長は、毎月の活動計画と実績を確認するとともに、安全で持続可能な運営が行われているかを把握し、必要に応じて指導・是正を行う。

キ　教育委員会は、部活動顧問に対する指導知識や実技の向上や、学校管理職への学校部活動運営に係る実効性向上のための研修等を実施する。

（２）合理的かつ効果的な活動の推進

ア　校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下「顧問等」という。）は、生徒の心身の健康管理や事故防止に努め、体罰・ハラスメントを根絶する意識を全員で共有し徹底する。教育委員会は、これらの取組が徹底されるよう、支援や指導・是正を行う。

イ　運動部活動の顧問等は、トレーニング効果を上げるために適切な休養を取る重要性や、過度の練習が障害リスクを高めることを理解し、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ　文化部活動の顧問等は、生徒の健全な成長のために休養を適切に取り、過度な練習が心身に負担をかけることを理解し、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ　部活動の顧問等は、生徒がバーンアウトすることなく、目標を達成できるよう、十分なコミュニケーションをとり、成長期における心身の状態に関する知識を基に、適切な指導を行う。

オ　部活動の顧問等は、競技団体や学校部活動に関わる指導の手引きを活用し、前述の指導を行う。

（３）適切な休養日等の設定

ア　学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期の生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点等を踏まえ、以下を基準とする。

① 平日の活動

・少なくとも１日の休養日を設け、活動時間を適切に調整する。

・１日の活動時間は原則として２時間以内に収め、過度な負担を避ける。

・朝練習を設定する場合、生徒や保護者の負担を十分考慮して設定する。

② 休日（土曜日・日曜日）及び祝日の活動

・休日は、どちらか１日以上の休養日を設定し、連続した活動を避ける。

・休日及び祝日の１日の活動時間は、原則３時間以内とし、活動が長時間に及ばないようにする。

・大会や練習試合を実施した場合、平日に休養日を設けることで活動過多を防ぐ。

・休日に合計 10 時間以上の活動を行った場合、平日の休養日以外に２日間（10 時間未満の場合は１日）の休養日を平日に設ける。

③ 長期休業中の活動

・長期休業中（夏季・冬季休業）においても、休養日は平日や休日と同様に設け、活動過多を防ぐ。

・長期休業中の１日の活動時間は、原則３時間以内とし、生徒に負担がかからないように配慮する。

・長期休業中は７日間の連続した休養日を設定し、生徒の心身の休養を確保する。

イ　休日の活動を地域に移行した学校部活動については、以下を基準とする。

① 活動時間

活動は原則平日とし、１日の活動時間は、２時間以内とする。なお、大会等への参加に向け、例外的に休日及び祝日に活動を行う場合は、原則３時間以内とし、活動が長時間に及ばないようにする。

② 休養日

学期中は、平日に１日以上の休養日を設ける。また、例外的に休日及び祝日に活動した場合は、活動した日数分の休養日を平日に設ける。

③ 長期休業

休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ　校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たって、アの基準を踏まえ、本ガイドラインに基づき、活動時間や休養日等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、指導・是正を行う。

エ　活動時間や休養日の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後に休養日を設けたり、活動の頻度や時間の目安を設定したりする。

（４）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア　教育委員会及び校長は、性別や障害の有無に関わらず、技能向上や成績以外にも、楽しめる活動ができる環境を整備する。

イ　町は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校の活動に参加する等、実態に応じて円滑に活動を進める取組を推進する。

ウ　教育委員会及び校長は、生徒が自主的に部活動に参加し、強制的に加入させないよう配慮する。また、活動日数や時間を見直し、希望に応じて他の活動も経験できるよう配慮する。

（５）学校部活動としての地域連携

ア　教育委員会及び校長は、地域の実態に応じて、スポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働してスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。その際、協議会の機能を活用する。

イ　教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越えて合同練習を実施するなど連携を深め、多様な活動機会を設ける。

ウ　地域のスポーツ協会や競技団体は、学校の設置者と連携し、学校と地域が協働した形でスポーツ環境を充実させる。また、文化芸術団体は、学校と地域が協力して活動を推進し、指導者の質向上に協力する。

エ　教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し、休日や平日にも共同で活動する日を増やす。

オ　教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく地域のスポーツ・文化芸術活動も生徒や保護者に周知し、生徒が興味に応じて適切な活動を選べるようにする。

2　地域クラブ活動

地域クラブ活動は、社会教育法に基づく「社会教育」の一環として、スポーツ基本法や文化芸術基本法の「スポーツ」「文化芸術」に位置付けられている。学校部活動の地域移行に当たっては、学校と連携し、学校部活動の維持が困難になる前に、教育的意義を継承・発展させつつ、活動機会と質の充実を図ることが重要である。

本ガイドラインでは、学校部活動での機会を地域クラブ活動に移行し、運営体制や活動内容を整理する。

ア　町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、健全育成を図るとともに、地域住民にも良い環境を提供し、関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動の場を整備する。

イ　地域のスポーツ・文化芸術活動の運営団体や実施主体を整備し、利用者のニーズに応じたプログラム提供と質の高い指導者の確保を進め、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の振興を促進する。

ウ　総合型地域スポーツクラブの充実を図り、生涯を通じた運動習慣や文化芸術の愛好を促進し、行政や関係団体と連携し多様な人材の活用を促進する。

エ　町は、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等からなる一宮町部活動地域移行推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

（１）適切な運営のための体制整備

① 参加者

ア　現在、学校部活動に所属している・所属していないに関わらず、希望する全ての生徒を対象とする。

イ　実際の活動では、生徒の自主的な活動を尊重し、従前の参加者や参加を希望する他の年代の生徒と一緒に活動することも考えられる。

② 運営団体・実施主体

ア　町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体を整備し支援する。運営団体・実施主体は多様であり、実態に応じて整備・連携していく。

運営団体・実施主体（例）			
・町スポーツ協会	・総合型地域スポーツクラブ	・スポーツ少年団	
・町文化協会	・文化芸術団体	・地域学校協働本部	・保護者会
・クラブチーム	・民間事業者	・フィットネスクラブ　等	

イ　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間および月間の活動計画を策定し公表する。

（２）合理的かつ効果的な活動の推進

① 指導者の量の確保

ア　地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者や部活動指導員、退職教師、希望する教師等を活用し、企業関係者、公認スポーツ指導者、競技経験者、大学生や高校生、保護者等などから指導者を確保する。

イ　町は、スポーツ・文化芸術団体の協力を得て指導者を発掘・把握し、必要に応じて人材バンクを整備して支援する。

ウ　町及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師や職員が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、関係法令や国が示す手引き等を参考にし、以下の点に留意する。

① 本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際、希望しない教師等がやむを得ず申請することがないよう、申請者の意思を確認し、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携し、教師等の健康や本来業務への支障を勘案して許可する。

例）条例等に定めた勤務時間外における教師の在校等時間に兼職兼業を加算した時間が、複数月平均で月当たり８０時間を超えないよう確認を行う。

② 安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等で教師等を指導者として雇用する際、教師等が異動や退職しても継続的に指導できるよう、その意向を踏まえて安定的な指導者を確保する。

③ 身分の明確化

教育委員会等は、教師等が地域クラブ活動の指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にするよう努める。

② 指導者の質の保障

ア　町は、生徒に適したスポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域ごとに専門性や資質・能力を持つ指導者を確保する。

イ　町は、スポーツ・文化芸術団体や千葉県の指導者資格取得制度を、関係部署や団体等に周知し、適宜活用する。

ウ　町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各団体と連携し、指導者の質を保障するための研修を実施し、技術や生徒の安全・健康面に配慮する。また、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等を根絶し、部活動の意義や役割を継承・発展させ、発達段階に応じた活動ができるよう留意する。文化クラブ活動では、著作権の理解を深める。

エ　運営団体・実施主体は、指導者に問題行動があった場合、設けた相談窓口等を活用し、公平・公正に対応する。教育委員会は、地域の実情に応じて、運営団体と連携し、第三者として相談窓口を設置し、解決を支援する。

オ　運営団体・実施主体及び指導者は、Ⅰ（２）に準じて適切な指導を実施し、教育委員会は適宜助言を行う。

（３）適切な休養日等の設定

ア　地域クラブ活動の時間は、生徒の志向や体力等に応じて適切な活動時間とし、運営団体は、生徒の心身成長を考慮し、健康的な生活を送れるよう「Ⅰ　学校部活動」に準じた活動時間を守り、休養日を設定する。学校部活動と地域クラブ活動が併存するため、関係者が調整を行うことが必要である。

① 活動時間

１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として３時間程度とし、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

② 休養日

学校の学期中は、平日に１日以上、週末に１日以上の、少なくとも週当たり２日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

③ 学校の長期休業中

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ　運営団体は、計画表を公表する際、活動時間や休養日等を設定し、明記することが望ましく、活動実態を把握し、必要に応じて指導や是正を行う。

ウ　校長及び教育委員会は、教師等の兼職兼業を許可する際、教師の健康や本来業務への影響、教育的意義を考慮し、運営団体と連携して活動実態を把握し、指導助言を行う。

エ　活動時間や休養日等の設定では、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の休養日設定や、週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

（４）地域の特性を活かした活動

ア　地域クラブ活動の運営団体は、町内のスポーツ・文化施設や地域団体・民間事業者の施設だけでなく、町内の小・中学校等も活用する。

イ　町は、公共施設の管理運営に指定管理者制度や業務委託を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託して、安定的な運営を促進する。

ウ　町及び学校は、学校施設の円滑な利用を進めるため、協議会等を通じて、地域クラブ活動利用時のルールを策定する。

エ　教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容を生徒や保護者に周知し、生徒が自分に合った活動を選べるようにする。

（５）責任の所在と保険の加入

ア　地域クラブ活動の運営団体は、事故が発生した場合の管理責任や補償範囲を明確にし、規約等に記載し、指導者や参加者に十分理解を得て活動する。

イ　運営団体は、競技特性や過去の事故を踏まえ、適切な補償内容の保険を選び、指導者や参加者に保険加入を義務付ける。学校部活動と併存することを考慮し、学校における災害共済給付制度と同等の補償が望ましい。

（６）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア　運営団体は、生徒や保護者、地域住民の理解を得て、活動維持に必要な範囲で低廉な会費を設定する。

イ　町は、施設使用料を低額に設定し、送迎面の配慮や、経済的に困窮する家庭への支援を行う。

ウ　町は、地域クラブ活動が地元企業等の支援を受けられる体制を整備し、参加費用の負担軽減に資する取り組みを推進する。

エ　運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するため情報開示を行う。

３　学校部活動を地域へ移行するための環境整備

学校部活動の地域連携や移行を進めるには、多くの関係者が連携・協働し、段階的に取り組む必要がある。本町では、町内や近隣市町村のスポーツ・文化芸術団体等と連携し、「誰でもやりたいスポーツ・文化芸術活動ができる環境」を目指し、新たな環境整備に取り組んでいる。合意形成や条件整備には時間を要する場合もあるが、地域の実情に応じた検討体制やスケジュールを示す。

（１）休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

ア　休日における地域クラブ活動への移行目標時期について、国が示す令和７年度末までの改革推進期間を踏まえ、本町では次のような段階的スケジュールを設定する。

令和６年度：地域移行推進協議会の設置、地域クラブ活動ガイドラインの策定 令和７年度：地域移行推進計画の策定、　地域クラブ活動参加団体の募集 令和８年度：地域クラブ活動の試験運用、地域移行又は地域連携の最終判断 令和９年度：地域クラブ活動の本格運用、教員による休日部活動指導の廃止

イ　町は、改革推進期間終了後に進捗状況を評価・分析し、地域スポーツ・文化芸術環境の充実に継続的に取り組む。

（２）学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア　休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行するための環境整備を着実に進める。その際、指導者間で指導方針や活動状況の共有を行い、生徒や保護者に丁寧に説明していく。

イ　平日の環境整備は、できるところから取り組み、地域の課題を整理し、関係者間で検討し、適切な方針を決定する。

ウ　町は、協議会等で生徒のニーズを把握し、活動内容のバランスを考慮して地域クラブ活動の環境整備を行う。検討状況は、随時ホームページ等で公開する。

エ　学校部活動から地域クラブ活動への移行に際して、段階的な体制整備を進める。

休日の地域クラブ活動	学校部活動の地域連携
地域・保護者等による新規クラブの設立 町スポーツ協会・文化協会との連携 他市町村の地域クラブ活動への参加	他市町村の学校と合同部活動の実施 既存スポーツ・文化芸術活動への参加 部活動指導員による現行部活動の維持

オ　体制整備が困難な場合や、改革推進期間終了後も学校部活動を実施する場合は、部活動指導員による運用とし、早期に地域クラブ活動に移行する。

カ　活動ごとの適切な休養日設定には、生徒の成長を考慮し、学校部活動と地域クラブ活動の双方が遵守することが重要である。

（３）町における総合的・計画的な取組

ア　町は、前記（１）・（２）の内容を踏まえ、具体的スケジュールを含めた「部活動地域移行推進計画」を策定する。

イ　町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等に対し、取組の背景や方針、具体的内容、見込まれる効果、スケジュール等を分かりやすく周知し、協力を得られるよう取り組む。

ウ　町は、関係部署・団体の連携・協力に基づき、計画段階での課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。

エ　町は、スポーツ協会や文化協会等が、町の取組に協力し、地域スポーツ・文化芸術団体の支援を行えるよう連携する。

オ　町は、競技団体や関係団体が、中央競技団体等の支援を受けつつ、指導者養成や活動プログラムの提供により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう連携する。

カ　町スポーツ推進委員は、地域スポーツ団体との調整や情報提供、指導者確保等を行い、地域スポーツ環境の整備に参画する。

キ　学校は、教育や健全育成の専門性を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境整備に関して、町の関係部署や地域団体と協力・協働する。

４　大会等への参加

（１）生徒の大会参加

ア　教育委員会は、生徒が参加する大会の全体像を把握し、休日等の大会参加が生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の主催者と連携し、参加大会数の上限目安を定める。

イ　校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アを踏まえ、生徒の教育的意義や、負担が過度とならないことを考慮し、参加大会等を精査する。

ウ　大会等の主催者は、生徒間交流を主目的とした大会や、高い水準で競い合う大会、リーグ戦の導入や能力別リーグ分けなど、多様なニーズに応じた大会の在り方を検討する。

（２）大会運営への従事

ア　大会等の主催者は、学校部活動の大会引率は、部活動指導員単独で担うことや、外部指導者や地域ボランティアの協力を得て、できるだけ教師が引率しない体制を整える。

イ　町は、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合、体制を見直して可能にする。

ウ　大会主催者は、学校や地域クラブ活動の実施主体に対し、審判員等として大会運営への参画を求め、同意した部活動顧問や指導者を主催者のスタッフとして委嘱し、参加を明確にする。

エ　教育委員会や校長は、大会運営に参画する教師等が実費弁済を超えて報酬を得る場合、兼職兼業の許可が必要で、勤務時間内の場合は職務専念義務の免除手続きも必要なことに留意する。

オ　町は、大会運営時に運営ボランティアの募集や自治体職員の動員を要請し、大会主催者に対し運営スタッフ確保の協力を行う。

５　安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動においては、怪我や事故、熱中症の予防だけでなく、自然災害を含む緊急時の対応ができる体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、活動における管理責任が異なる場合でも、安全確保における連携を切れ目なく行うことが重要である。

ア　教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に日常的な安全確認や点検を指導・是正する。

イ　教育委員会及び地域クラブの運営団体･実施主体は､施設や設備を供用する場合、円滑な管理体制を構築し、ＡＥＤの使用を容易にするとともに、使用前後の状態や安全面の引継ぎができる環境を整備する。

ウ　教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体は、怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。安全確保のため、必要に応じて危機管理マニュアルの共有や保護者への連絡等の連携を行う。

エ　スポーツ・文化芸術活動の指導者は、安全上の配慮及び緊急時の対応が求められるため、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。

オ　熱中症への対応は、活動内容や気象条件によってリスクが高まり、命に関わるため、適切な対応が求められる。したがって、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会主催者は、空調設備の整った施設を確保し、暑さ指数（ＷＢＧＴ）等に基づいた開催基準設定や試合数の調整を行う。暑さ指数（ＷＢＧＴ）は、運動前後に毎回計測・確認し、気候の変化に注意しながら、適宜確認を行う。

暑さ指数（ＷＢＧＴ）に応じた注意事項等

① 一次救命処置保持者

蘇生法及びＡＥＤの一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。

② 救護所の設置

風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。

③ 搬送体制

当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

暑さ指数（WBGT）	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 ※特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 （激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減又は中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おき位に休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（出典：環境省夏季のｲﾍﾞﾝﾄにおける熱中症対策ガイドライン2020を一部改変）

※ 特別の場合とは

医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。

【巻末資料Ｉ】

一宮町立一宮中学校　部活動の活動方針（例）

<table>
<tr><td>教育目標</td><td colspan="2">・学校教育目標・学校教育目標と部活動との関連、部活動の教育的意義等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">部活動の基本方針</td><td>特色</td><td>（記載例）
・学校設備や地域の特性を活かした運営方針
・顧問の構成や考え方等
・生徒の雰囲気や取組状況等</td></tr>
<tr><td>適切な指導</td><td>（記載例）
・科学的なトレーニングや合理的な指導法に関する方針
・体罰・ハラスメントの根絶等</td></tr>
<tr><td>適切な活動時間</td><td>（記載例）
・ガイドラインに準拠した活動時間
・休養日の明記
・試験前や休業中の活動に関する方針
・大会前の練習の扱いや休養日の振替に関する運用方法。</td></tr>
<tr><td>安全管理</td><td>（記載例）
・安全指導の在り方
・安全点検に関する取組
・熱中症への対応等</td></tr>
</table>

その他

（記載例） ・外部団体や保護者との連携に関すること。 ・上記事項に当てはまらないもので、周知が必要なもの。

【巻末資料２】

一宮町立一宮中学校　〇〇部活動方針（例）

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、部活動の教育的意義等
活動方針	
年間計画（参加大会・練習方針等）	
４月	
５月	
６月	
７月	
８月	
９月	
１０月	
１１月	
１２月	
１月	
２月	
３月	

【巻末資料３】

一宮町立一宮中学校　〇〇部　〇月活動計画表（例）

日	曜	練習時間		予定・内容・場所	備考 （休養日振替）
		朝練習	午後練習		
1	月	7:00~8:00	16:00~17:30		
2		~	~		
3		~	~		
4		~	~		
5		~	~		
6		~	~		
7		~	~		
8		~	~		
9		~	~		
10		~	~		
11		~	~		
12		~	~		
13		~	~		
14		~	~		
15		~	~		
16		~	~		
17		~	~		
18		~	~		
19		~	~		
20		~	~		
21		~	~		
22		~	~		
23		~	~		
24		~	~		
25		~	~		
26		~	~		
27					
28					
29					
30					
31					

【連絡事項】

【巻末資料４】

一宮町立一宮中学校　〇〇部　〇月実績報告書（例）

日	曜	練習時間		予定・内容・場所	備考 （休養日振替）
		朝練習	午後練習		
1	月	7:00~8:00	16:00~17:30		
2		~	~		
3		~	~		
4		~	~		
5		~	~		
6		~	~		
7		~	~		
8		~	~		
9		~	~		
10		~	~		
11		~	~		
12		~	~		
13		~	~		
14		~	~		
15		~	~		
16		~	~		
17		~	~		
18		~	~		
19		~	~		
20		~	~		
21		~	~		
22		~	~		
23		~	~		
24		~	~		
25		~	~		
26		~	~		
27					
28					
29					
30					
31					